

いじめ防止基本方針

岡山市立岡山中央小学校

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

(いじめ防止対策推進法2条より)

(2) 基本的な考え方

いじめは絶対に許されない行為である。本校では、「いじめは、どの児童にも起こりうる可能性がある」として、いじめ防止のための取組・早期発見・いじめ事案の対処について学校を含む地域社会全体で組織として対応し、楽しい学校づくりに務めていく。

2 いじめ防止等のための組織づくり

○「いじめ防止対策委員会」（学期1回定期・随時開催）

学期ごとに、いじめやいじめ防止に関する情報交換、いじめの未然防止のための対策や具体的な取り組みについての検討や評価を行ったりする。また、いじめが発見された際には招集し、対応に当たる。当該学年団はもとより、必要に応じて関係機関等と連絡を取り合い、早期解決に努める。

○「生徒指導・特別支援委員会」（月1回定期開催）

児童の問題行動に関する情報交換、及び共通理解を図るために開催する。必要に応じて全体への周知徹底、個別に応じた「ケース会」への実施へつなげていく。

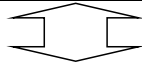
○終礼での情報交換、及び共通理解（毎週1回定期開催）

全職員で注意・配慮を要する児童についての情報交換、及び共通理解を図る。

校内組織図

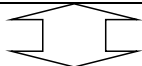
●いじめ防止対策委員会

校長，副校長，教頭，主幹教諭，教務，生徒指導主事，特別支援コーディネーター
生徒指導部員，人権教育担当，養護教諭，当該学年団，不登校担当
スクールカウンセラー，子ども相談主事



●生徒指導・特別支援委員会

校長，副校長，教頭，主幹教諭，教務，生徒指導主事，特別支援コーディネーター
生徒指導部員（各学年・ひまわり・目・きこえ），人権教育担当，養護教諭，
不登校担当，スクールカウンセラー，子ども相談主事



●学年会

1年，2年，3年，4年，5年，6年，ひまわり，目，きこえ

* 終礼で全職員で情報交換、及び共通理解を図る。

3 本校が実施する取組

(1) いじめ防止のための取組

○いじめを許さない集団づくり

教育活動のあらゆる場面で、人権意識の高揚をねらい、児童自身が「いじめは絶対許されるものではない」という認識をもつことができるようにする。

話し合い活動の充実を図り、児童同士がお互いの考えを認め合う素地をつくり、全学年で、道德の授業を通して、心を豊かにする教育活動を行う。

また、行事、学活、総合的学習の時間等に、インターネットやメール、SNS等の利用に関するモラル教育を推進し、情報社会に正しく参画していくための指導を行う。

○教職員の指導力向上

生徒指導（いじめ防止）の研修を行い、適切な対処法などを学ぶ。学年会や終礼等で、児童についての情報交換を積極的に行い、普段から共通理解を図り、一人で抱え込まずではなくチームで対応していく。

○家庭や地域との連携強化

P T Aや地域関係団体にいじめの実態や指導方針などの情報を提供することにより、いじめ防止につながる家庭や地域との連携による教育力の育成を目指す。

(2) 早期発見

○定期的なアンケート等の実施

年間3回、定期的な「いじめアンケート」を実施し、いじめの早期発見に努める。また、毎年行っている「ふれあい月間」で、児童個人の悩み等を具体的に知ることができるようにする。

○教育相談の充実

年に2回、「ふれあい月間」を設定し、事前のアンケートをもとに、児童一人一人と話す機会を設ける。アンケートに書かれていることだけでなく、教師が児童の言動に耳を傾けたり児童のよいところを積極的に伝えたりする時間とする。また、休み時間を中心に児童の様子や言動に常に気を配り、必要に応じて児童と話し合う機会を設ける。

(3) いじめ事案への対処

○組織的な対応と関係機関との連携

いじめと疑われる行為を発見した場合は、速やかにその場でその行為を止める。いじめを受けている児童については、安全を確保する。また、いじめについての情報提供があった場合は真摯に傾聴し、その後速やかに、落ち着いて情報の確認に当たる。その際、教職員は一人で抱え込まず、学年団等で対応した後、「いじめ防止対策委員会」につなぎ、指導や支援の体制を組み、組織的に対応する。そして、保護者への適切な報告を行うとともに、必要に応じて関係機関とも連携して対処する。

○いじめの「重大事態」への対応

重大事態（いじめ防止対策推進法28条）が発生した場合には、速やかに岡山市教育委員会に報告するとともに「いじめ防止対策委員会」に、事案により必要な専門家を加えた組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を行う。また、岡山市教育委員会と対応の方法について協議して対処する。

(平成30年3月30日)
改 令和5年3月24日